

川崎市公告第901号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

令和7年5月15日

川崎市長 福田紀彦

| 公園の名称 | 所在地 | 区域 | 面積 (㎡) | 主な公園 施設 |
|------------------|----------------|-----|-----------|------------|
| 下野毛2丁目 なかよし公園 | 高津区下野毛2丁目9番16号 | 別 図 | 209 | 修景施設 ほか |

※ 公告日をもって供用開始日とします。